

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験</p> <p>（試験の方法）</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法による<u>ことができる。</u></p> <p>第八条（略）</p> <p>（試験科目）</p> <p>第九条 試験の試験科目は、資格者証の種類ごとに、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 伝送交換主任技術者資格者証</p> <p>イ〜二（略）</p> <p>二 線路主任技術者資格者証</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 線路設備及び設備管理</p> <p><u>線路設備の概要並びに当該設備の設備管理及びセキュリティ管理</u></p> <p>ニ 法規</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条〜第八条（略）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験</p> <p>（試験の方法）</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法による<u>ことがある。</u></p> <p>第八条（略）</p> <p>（試験科目）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一 伝送交換主任技術者資格者証</p> <p>イ〜二（略）</p> <p>二 線路主任技術者資格者証</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 線路設備及び設備管理</p> <p>線路設備の概要及び当該設備の設備管理</p> <p>ニ 法規</p>

(1) ～ (5) (略)

(科目合格者に対する試験の免除)

第十条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第二号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

第十一条～第十八条 (略)

(学校等の認定)

第十九条 第十三条に規定する学校等は、総務大臣が別に告示する基準により認定する。

(認定の申請)

第二十条 前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第九号様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 教育課程（科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。）

八 (略)

九 教員（教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別）の氏名、  
履歴、担当科目及び担当時間

(1) ～ (5) (略)

(科目合格者に対する試験の免除)

第十条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第二号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

第十一条～第十八条 (略)

(学校等の認定)

第十九条 第十三条に規定する学校等は、別に告示する基準により認定する。

(認定の申請)

第二十条 (略)

一～六 (略)

七 教育課程（部科別）

八 (略)

九 教員（常勤及び非常勤の別）の氏名、履歴、担当科目及び担当時間

十 参考事項

2 学校教育法第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 国の設置する学校等（学校教育法第一条に規定する学校を除く。）については、第一項第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 (略)

第二十一条 (略)

(変更の届出等)

第二十二条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第二十条第一項第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項の規定により記載を省略することができることとなっている事項を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合については、この限りでない。

2 学校等の認定を受けた者は、第二十条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなっている事項の変更については、この限りではない。

3 学校等の認定を受けた者は、第二十条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が軽微と認めるものについて、あらかじめその内容及び変

十 維持経営の方法

十一 参考事項

2 学校教育法第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

3 国の設置する学校等（学校教育法第一条に規定する学校を除く。）については、第一項第四号及び第十号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 (略)

第二十一条 (略)

(変更の届出)

第二十二条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第二十条第一項第一号から第十号までに掲げる事項に変更があつた場合は、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなっている事項の変更については、この限りでない。

更する年月日を総務大臣に届け出るときは、この限りでない。

(認定の取消し)

第二十三条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十九条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、将来に向かつてその認定を取り消すことができる。

2 (略)

(廃校の届出等)

第二十四条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(資料等の提出)

第二十五条 総務大臣は、第十九条から前条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、第十九条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

### 第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程

第二十六条 (略)

(認定の取消し)

第二十三条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十九条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、将来に向かつてその認定を取り消すことがある。

2 (略)

(廃校の届出等)

第二十四条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等を廃止し、又は認定に係る部科を廃止したときは、遅滞なくその旨、廃止の理由及び廃止の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(資料等の提出)

第二十五条 総務大臣は、第十九条から前条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。

### 第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程

第二十六条 (略)

(認定の基準)

第二十七条 法第四十六条第三項第二号の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 管理者（養成課程の運営を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。）で、総務大臣がその養成課程の運営を厳正に管理することのできるものと認められるものを置くものであること。

四～六 (略)

七 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業（以下「面接授業」という。）とすること。

八 前号の授業について、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う場所以外の場所で履修させる場合（以下「多様なメディアを高度に利用して行う授業」という。）においては、当該多様なメディアを高度に利用して行う授業が、面接授業に相当する教育効果を有するものであること。

九 養成課程の一ごと及び担当科目別に従い、別表第十一号に掲げる資格者証の交付を受けている者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認められるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認められるものが授業に従事するものであること。

(認定の基準)

第二十七条 (略)

一 営利を目的とするものでないこと。

二 (略)

三 管理者（養成課程の運営を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。）で、総務大臣がその養成課程の運営を厳正に管理することのできるものと認められるものを置くものであること。

四～六 (略)

七 養成課程の一ごと及び担当科目別に従い、別表第十一号に掲げる資格者証の交付を受けている者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認められるものを含む。）で、その経歴等からみて講師として総務大臣が適当と認められるものが授業に従事するものであること。

十 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十二 (略)

(認定の申請)

第二十八条 法第四十六条第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、養成課程の認定を受けたことがある者が、当該認定を受けるために提出する申請書の添付書類に記載する事項が既に認定を受けた申請書に添付した書類に記載したものと同一である場合は、添付する書類にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる。

一・二 (略)

三 管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第五号において同じ。）

四 (略)

五 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。）

ロ (略)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（多様なメディアを高度に利用して行

ハ 専任の講師は、おおむね当該養成課程の履修者数四十人につき一人以上を置くものであること。

九 その養成課程の終了の際、総務大臣の告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十 (略)

(認定の申請)

第二十八条 法第四十六条第三項第二号の認定を受けようとする者は、養成課程の一ごとに、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先及び役職名を含む。第五号において同じ。）

四 (略)

五 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所

ロ (略)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間

う 授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

二 (略)

ホ 試験問題の作成方針及び管理方法

へ 修了試験の受験要件（多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合に限る。）

ト (略)

チ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

六 (略)

七 受講料の額

八 (略)

九 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）

十 (略)

(申請の手續の簡略)

第二十八条の二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて提出することにより行うことができる。

二 (略)

ホ (略)

六 (略)

七 (略)

八 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して第四十七条の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）

九 (略)

2 多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行つ場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る回項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて提出することにより行つことができる。

(認定)

第二十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十七条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、回項の認定をしないことができる。

- 一 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
- 三 第三十四条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者
- 四 前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者

3 総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付すると

(認定)

第二十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十七条に規定する基準に適合するものと認定したときは、認定書を交付するとともに、必要があると認めるときは、認定した旨を公示する。



4 | ともに、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする  
(略)

第三十条 (略)

(養成課程に係る事項の変更)

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

- 一 管理者
- 二 実施の期間
- 三 講師(その担当別を含む。)
- 四 養成人員(多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合を除く。)
- 五 試験問題の作成方針及び管理方法
- 六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲

2 認定施設者は、その養成課程に係る申請書の記載事項又は第二十八条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならないもの及び多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては養成人員を除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第三十二条 (略)

2 | (略)

第三十条 (略)

(養成課程に係る事項の変更)

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の管理者、実施の期間、講師(その担当別を含む。 ) 又は養成人員を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

2 認定施設者は、その養成課程に係る申請書の記載事項又は第二十八条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。)に変更があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第三十二条 (略)

2 前項の規定による報告は、当該養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

一 四 (略)

五 修了試験の問題及び正答(第二十条第二項の学校及び同条第三項の学校等である場合は除く。)

六 履修者数

七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者別の修了試験の成績

八 参考事項

3 多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつて

は、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 養成課程の種別

二 授業科目別授業時間

三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績

4 多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつて

は、前項の報告の他に、認定施設者は、毎年度終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一事ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に規定するものが共通である養成課程については、当該共通な養成課程ごとに一のものを出すことができる。

一 養成課程の種別

二 授業科目別授業時間

三 講師の氏名及び担当授業科目

2 (略)

一 四 (略)

五 履修者数

六 修了者の氏名及び各修了者別の修了試験の成績

七 参考事項

四 修了試験の問題及び正答（出題しなかつたものを含む。）

五 修了者数

六 当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかつた者の人数

七 参考事項

（書類の保存）

第三十三条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項に規定する問題及び答案は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五十三条第三項において同じ。）による記録に係る記録媒体により保存することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（認定の取消し）

第三十四条 （略）

2 総務大臣は、認定施設者が第二十九条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は第三十一条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

3 総務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨をその認定施設者であつた者に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公示する。

4 前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

（書類の保存）

第三十三条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間に限り、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項に規定する書類は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五十三条第三項において同じ。）による記録に係る記録媒体により保存することができる。

（認定の取消し）

第三十四条 （略）

2 総務大臣は、認定施設者が第三十一条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことがある。

3 総務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨をその認定施設者であつた者に通知するとともに、必要があると認めるときは、公示する。

4 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃止)

第三十五条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日、その効力を失う。

(資料の提出等)

第三十六条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十八条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、第二十七条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、実地に調査することができる。

#### 第四章 電気通信主任技術者資格の認定

第三十七条・第三十八条 (略)

#### 第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付

第三十九条 (略)

(資格者証の交付)

第四十条 (略)

2 前項の規定により資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るよう努

(廃止)

第三十五条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 養成課程の廃止があつたときは、その養成課程に関する総務大臣の認定は、その効力を失う。

(資料の提出等)

第三十六条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十八条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。

2 前項の場合において、総務大臣は、第三十条の規定により基準に適合するように維持しているかどうかを確認するため必要があるときは、その養成課程の実施の状況を実地に調査することができる。

#### 第四章 電気通信主任技術者資格の認定

第三十七条・第三十八条 (略)

#### 第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付

第三十九条 (略)

(資格者証の交付)

第四十条 (略)

めなければならない。

(資格者証の訂正)

#### 第四十一条 (略)

2 総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。

(資格者証の再交付)

第四十二条 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、破り又は失つたために再交付の申請をしようとするときは、別表第十四号様式の申請書に当該資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

#### 第四十三条 (略)

(添付書類の省略)

第四十三条の二 第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項第三号)の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関)から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日を証明する書類を提出することを要しない。

(資格者証の訂正)

#### 第四十一条 (略)

2 資格者証の交付を受けている者は、前項に規定する資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができる。この場合においては、次条の規定により再交付の申請を行わなければならない。

(資格者証の再交付)

第四十二条 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、損じ又は失つたために再交付の申請をしようとするときは、別表第十四号様式の申請書に当該資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)及び変更の事実を証明する書類(前条第二項に規定する場合に限る。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

#### 第四十三条 (略)

(添付書類の省略)

第四十三条の二 第三十九条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付、訂正又は再交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項第三号)の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関)から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日を証明する書類(第四十一条第一項又は第四十二条

## 第六章 指定試験機関

第四十四条～第五十七条 (略)

## 第七章 雑則

(書類の提出)

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類（第四章及び第六章の規定によるものを除く。）は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して提出することができるものとする。ただし、第四条、第二十条、第二十二條、第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二、第三十一条、第三十二条第一項、同条第三項及び第四項並びに第三十五条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

第一項の申請にあつては、変更の事実を証明する書類を提出することを要しない。

## 第六章 指定試験機関

第四十四条～第五十七条 (略)

## 第七章 雑則

(書類の提出)

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類（第四章及び第六章の規定によるものを除く。）は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して提出することができるものとする。ただし、第四条、第二十条、第二十二條、第二十四条第一項、第二十八条、第三十一条、第三十二条第一項及び第三十五条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 (略)

第一章に規定する事項	電気通信事業者の住所
第二章の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつてはその住所）

第五十九条（略）

別表第十号（第二十七条第六号関係）

（表略）

注 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合において、当該メディアによる授業内容の伝達に要する時間は、この表の授業時間数の二分の一の時間とする。

第一章に規定する事項	電気通信事業者の住所
第二章の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（第四章に規定する認定を受けた者にあつてはその住所）

第五十九条（略）

別表第十号（第二十七条第六号関係）

（表略）

別表第十四号様式（第 41 条、第 42 条関係）

収入印紙（注 1）  
右端から重ならないようにそろえて貼付すること。

申請者は消印しないこと。

電気通信主任技術者資格者証 訂正 申請書  
再交付

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(方) 電話（連絡先） \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

資格者証の訂正再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第 41 条の規定により、  
第 42 条  
別紙書類を添えて申請します。

理 由	(略)
申請前に有していた資格者証の記載内容	(略)
変更後の氏名	(略)
添 付 書 類	変更の事実を証明する書類

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 版)

別表第十四号様式（第 41 条、第 42 条関係）

収入印紙（注 1）  
右端から重ならないようにそろえて貼付すること。

申請者は消印しないこと。

電気通信主任技術者資格者証 訂正 申請書  
再交付

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(方) 電話（連絡先） \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

資格者証の訂正再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第 41 条の規定により、  
第 42 条  
別紙書類を添えて申請します。

理 由	(略)
申請前に有していた資格者証の記載内容	(略)
変更後の氏名	(略)
住民票コード	(略)
添 付 書 類	変更の事実を証明する書類（住民票コードを記載しない場合）

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 版)



注 1 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙の貼付は不要

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に改正前の電気通信主任技術者規則第十条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることのできる者の当該試験科目の試験の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている改正前の電気通信主任技術者規則第二十条の規定による学校等の認定の申請については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている養成課程の認定の申請については、なお従前の例による。

注 1 資格者証の訂正で再交付を同時に申請しない場合は、収入印紙の貼付は不要

2～4 (略)

5 住民票コードの欄は、住民基本台帳法第 30 条の 2 第 3 項又は同法第 30 条の 3 第 4 項の規定により市町村長から通知された住民票コードを記入すること。住民票コードを記入しない場合は、氏名及び生年月日を証明する書類を添付すること（氏名に変更を生じた場合に限る）。